

令和8年度 社会福祉法人長生園事業計画

1) 法人

当法人は、創立70周年という大きな節目を迎え、これまで「歴史ある高齢者福祉施設」として、地域とともに歩み、多くの高齢者の生活を支えてきました。

我が国を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、少子高齢化の進行、介護人材の慢性的な不足、物価や光熱費の高騰等、福祉施設経営を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

こうした状況下においても、当法人が果たすべき役割は、ご利用者様一人ひとりの尊厳を守り、安心・安全な生活を支えることであり、そのためには安定した法人経営と持続可能な運営体制の構築が不可欠です。

令和8年度は、70周年の歩みを次世代につなぐ『転換期』と位置づけ、業務の見直しやDX化の推進、人材確保・育成を通じて、将来を見据えた基盤づくりに取り組む年度とします。

(基本方針)

社会福祉法人長生園は、『和み・尊厳・安心』の理念のもと、『縁ある人を幸せにする』というビジョンを具体化し、目標、計画を立て実践します。

縁ある人とは、『ご利用者様、ご家族様、地域の皆様、職員』等、その縁ある全ての方々が、心豊かに暮らせることを目指します。

一人ひとりの尊厳を守り、その人らしさに寄り添い、安心できる生活を提供します。

また、職員がやりがいをもって働き、互いに助け合いながら成長できる環境を整えます。

さらに地域と手をつなぎ、社会と温かい関係を築くことで、長生園に関わるすべての人々が、心も体も満たされ、『幸せ』を感じられるよう取り組む法人であり続けます。

(中長期計画)

1. 安定した収支構造を確立し、持続可能な法人経営を実現する。
2. 人材が定着し、経験や知識が組織内で循環する体制を構築する。
3. 職員一人ひとりが専門性とやりがいをもって働ける職場をつくる。
4. 介護DX化により少ない人数でも質の高いケアを提供できる体制を整える。
5. 地域から『困ったときに頼られる存在』として信頼される法人を目指す。

(単年度事業計画)

(1) 法人運営・運営基盤の安定強化

少子高齢化や物価高騰などの厳しい経営環境を踏まえ、安定した法人運営と持続可能な経営基盤の確立を図る。

ア 経営改善計画に基づき、引き続き運営基盤・財務管理の強化や運営の合理化・効率化など（施設の運営費用見直しとコスト削減）を実施する。

イ 補助金・助成金の積極的な情報収集と活用により財政基盤の安定化を図る。

ウ 法人創立70周年を機に、法人の理念・役割を再確認し、内外へと発信する。

エ 高齢化に伴う介護ニーズの変化への対応、地域高齢者福祉への貢献と各事業所の利用稼働率の向上に努める。

- オ 人軸経営の実施（人を大切にす文化をつくる）のため、組織図の見直しを図り、一人ひとりの良いところを出し合える仕組みを構築する。
- カ 各種法人内の会議（執行役員会議・主管部会議・管理職会議など）を充実させ、各施設の運営状況や課題を共有し対策に努める。
- キ 経営指針手帳（クレド）を作り、行動指針や価値観を具体的に示し、職員が日常的にどのように行動すべきかを明確にする。
また、定期的に職員研修等を活用することにより、理念浸透経営を実践する。
- ク 現在、休止中の第2サービスセンターの建物並びに所有地、また、日吉町胡麻地内にて計画している事業（デイサービス等の複合施設）の建設予定地について、他者への貸し出しや売却も視野に入れ、迅速に最善策の検討をすすめる。

（2）人材対策の強化と理念経営の推進

理念に基づく人材施策は、職員の定着や専門性の向上を通じて、サービス品質の維持・向上が経営の安定につながることから、この考えを基盤に『人を大切にす文化づくり』を推進する。

- ア 職員の役割や期待される行動を明確化するため、新たな人事評価制度を導入する。
- イ 面談の充実によりコミュニケーションの活性化を図る。
定期的な個別面談（1 ON 1 ミーティング）を実施し、職員の声や思いを吸い上げ、離職防止や風通しの良い職場文化の形成を推進する。
- ウ 管理職のマネジメント力向上を図り、職員同士が相談しやすい職場風土づくりを推進する。
- エ 口コミ、職員からの紹介、就活セミナー、SNS（ホームページ・インスタグラム等）の活用、大学・専門学校・高等学校との連携、外国人採用など、積極的な採用活動の継続と多様な人材確保に取り組む。
- オ 福利厚生（職員のメンタルヘルス支援・キャリアパスの明確化等）の充実を図る。
- カ 研修制度（認知症ケア・医療的ケア・口腔ケア・虐待ケア研修等）の充実を図る。
- キ 新人職員の定着を目的とした教育・フォロー体制の強化に取り組む。
- ク 各種委員会（衛生委員会・給食委員会等）を定期開催し、職場環境を整える。

（3）介護DX化の推進

70年培ってきた『人に寄り添う介護』をDXによって次世代へ確実につなぐため、現場業務のDX（職員の負担軽減）、ご利用者様・ご家族様に寄り添うDX（安心・信頼）、人材確保・育成のDX（未来への投資）を推進する。

- ア 業務の効率化や、ご利用者様支援の充実を図るため、電子記録システム（介護記録のデジタル化）や見守りセンサーなどを活用する。
- イ チャットツールを活用し、フロア間・多職種間の連携がスムーズに行えるよう取り組む。
- ウ 必要に応じオンライン面会を継続する。

（4）感染症対策と安全管理

『ご利用者様が安心して過ごせる施設づくり』を推進し、ご利用者様の尊厳と生活の質を損なわない感染症対策を実施する。

また、有事の際は、災害対策・事故防止対策を講じて、非常時においても、日常生活とケアを継続できる体制を確保する。

- ア 手洗い・換気・清掃など基本的対策の習慣化と、必要に応じて見直しを図る。
- イ 職員の感染症対応の向上を図るため、感染症発生時の初動対応・報告体制の再確認をし、感染症対策研修・訓練を実施する。
- ウ ご利用者様、ご家族様へは、感染症流行時の対応方針を事前に共有し、面会の制限等の場合は、理由と期間等を丁寧に説明する。

- エ 『看取り』を行う法人の責務として、感染症や事故などで、本来防ぐことが可能な要因により命を失ってしまわれるようなことがないように、感染症ハイリスク者として位置づけ、観察・対応を強化する。また、転倒・誤嚥・医療事故などの事故防止のリスクを再確認する。
- オ 『看取りの質』を守るため、介護職と医療職との迅速な連携を図る。また、最期の時間を孤独にさせないことを基本姿勢に、感染症対策の下、ご家族様の意向を尊重し、状況に応じた柔軟な判断をする。
- カ 地震・風水害等の自然災害が発生した場合、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。年2回の防災訓練を通じて、避難誘導・安否確認・初動対応の確認を行う。また、ご利用者様の食料・飲料水・衛生用品等について、原則3日分以上の備蓄を確保し、定期的な点検と入れ替えを行う。

(5) 地域包括ケアシステムの推奨と地域連携の強化

法人は地域包括ケアシステムの要として機能することを目標に、医療・介護・福祉・行政・地域住民との連携を一層強化し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、『支える側』であると同時に『つなぐ役割』を果たすことを重視する。

- ア 地域連携の具体化を図るため、地域包括支援センター・医療機関・行政（南丹市役所等）・居宅介護支援事業所・在宅サービス事業者など、定期的に情報の共有・協議を実施し、普段から関係を構築していく。
- イ 災害対策として、福祉避難所の開設等、地域連携による緊急支援体制を構築する。
- ウ ボランティア活動の促進と受け入れ態勢の整備を図る。
- エ 地元の小学校や中学校、各種団体等との連携を図り、交流会を実施し地域貢献を図る。

(6) サービスの質の向上

法人は、ご利用者様の安心・安全・快適な生活環境をつくるため、業務の評価・改善の仕組み化を図る。また、職員は、日常的にケアの質の向上を図る。

- ア ご利用者様・ご家族様の満足度を把握するため、定期的に満足度アンケートを実施し、必要により業務の改善を図る。
- イ 法人は、職員の意見や事例の収集をし、必要により業務に反映させる。
- ウ 職員は、個別ケアの実践やケース会議での気づきや改善点を共有し、介護サービスの見直しと個別プランの充実を図る。また、日々の業務で気づいた課題の報告や、改善提案等を積極的に行う。
- エ 職員は、災害・感染症に備えた行動の理解や実践と、訓練やマニュアルの遵守、日常からの安全確認を図る。
- オ 職員自身が自己研鑽や学習を継続し、新しいケア技術や知識の習得、職員間での経験共有やスキルアップへの協力を図る。

長生園の70年は、多くの「縁」と「支え合い」によって築かれてきました。

本事業計画は、その歩みを未来につなぐため、職員一人ひとりが役割と責任を自覚し、これまで培ってきた信頼と実績を礎に、変化する時代においても安全で質の高いサービスを提供し続けるための計画です。

『和み・尊厳・安心』の理念のもと、『縁ある人を幸せに導く』法人として、私たちはこれからも、人を大切にする福祉を、地域とともに実践してまいります。

2) 各施設

◎特別養護老人ホーム長生園

(基本方針)

身体的・精神的な状況により常時介護を必要とされるご利用者が、「終の棲家」としてやむを得なく入所された、そのご利用者様本位の視点に立ち、入所前の生活状況や環境を踏まえ、法人の理念である「和み・尊厳・安心」に基づき、個々の意思や人格を尊重し、可能な限り在宅復帰できることを念頭に、その人が有する身体機能の維持に努めながら、自立を目的とした総合ケアとして施設サービス計画を立案し、介護サービスを提供しながら安定した施設生活を送れるよう支援を行う。

(中長期計画)

(1) 人材確保

就職希望者が減少しており人材確保が難しくなっている。今後、福祉科のある学校を重点に訪問並びに求人票を提出し、求人サイトへの登録やSNSを活用した広報活動を行う。

また、就職希望者が求めるものをあらゆる角度から分析し、人材確保に努力する。

(2) 各種加算の継続と取得

介護老人福祉施設における各種（体制・発生）加算の継続を行い、令和10年までに一つでも新たな加算取得が出来るよう体制を整える。

(3) 地域福祉の推進

ア 多くの自然災害が発生しており、万が一の災害に備え緊急対応が必要とされる要介護者を南丹市からの依頼に基づき、各関係機関との連携を密に当園の空床を利用し可能な限り受入れを行う。

イ 周辺地域の情報を収集し、地域が求める事業交流・展開を考え、より良い関係性や信頼される施設を目指し、地域に参画していく。

(単年度事業計画)

(1) ご利用者様の個々の状況・状態に応じた施設サービス計画を策定し、PDCAサイクルで計画内容を見直し、改善を図る。

ア 入所・利用前には、ご利用者様の身体状況、生活歴、家族構成など生活を支援するうえで必要な情報を把握するため、必ず生活の場（自宅・入院先など）へ訪問しご家族同席のもと面接を行い、アセスメント様式を作成する。

イ 施設生活の実態を把握し、ご利用者様・ご家族様の意見や要望を踏まえ各専門職の意見等をサービス担当者会議にて集約させ、個々の身体機能が維持できる施設サービス計画を立案し、介護サービスを行う。

ウ 提供している介護サービスが適正に実施されているか、6ヶ月に1回のモニタリングと年1回の見直しを実施。ご利用者様の身体状況に変化が生じた場合は、早急にサービス担当者会議を開催し施設サービス計画の修正、変更の同意を得る。

(2) 多職種と連携・協働にて身体機能を維持

ア 月1回の体重・血圧測定や口腔機能の評価を実施する。また、必要となる個人のデータを収集・共有し、それを基に体調管理や栄養管理に努め、個々に必要とする対策を講じる。

イ 日頃からご利用者様の状態観察に努め、変化がある場合は長生園診療所を受診し、担当医の指示を仰ぐ。必要に応じて協力医療機関の専門医への受診調整を行う。

- ウ ご利用者様が急変された場合は、あらゆる可能性（疾患や環境）を疑い、総合的に判断した上で適切な初動対応を行う。
- (3) 安心できる生活環境を整備
- ア 初めて利用されるご利用者様（短期入所生活介護含む）が施設生活を過ごすとは在宅環境と異なるため、日常動作の際に転倒や転落事故が多く見られる。利用前面接時には生活環境を把握し、必要とする物品の準備と設置により、在宅同様の環境をつくり事故予防に努める。
 - イ あらゆる感染予防対策として職員はマスク着用の義務付け、必要に応じてゴーグル装着するなど法人マニュアルに従い、共用部にある机や椅子・手すり・トイレなど物品消毒を含め1日2回以上実施する。ご利用者様にも必ず食事前は手指消毒を促し予防を強化する。
 - ウ 感染症予防対策委員、事故防止委員、身体拘束及び高齢者虐待防止委員を各フロアで選出し、月1回の委員会を開催する。事故検証を行いながら統一した安全環境を整備するため、6ヶ月に1回は特養部全体会議にて情報共有し、再発防止に努める。
 - エ ご利用者様の楽しみ、リフレッシュできる余暇活動を1ヶ月1回、実施する。
 - オ 広報誌の発行（年2回）、満足度調査（年1回）を行い、ご利用者様・ご家族様から施設生活に対する要望など情報収集する。
- (4) 職員の資質向上・人材育成
- ア 感染症に対して法人のBCP（事業継続計画）に基づき、流行している感染症を職員間で共有し、必要な対策を講じる。
 - イ 防火・防災、緊急災害等に対する意識を高めるため、年2回以上実施される災害訓練に参加し、緊急時に活動できるよう身に付ける。
 - ウ 必須研修である「身体拘束適正化、事故発生防止、虐待防止、安全対策、感染症・災害時」など当法人の研修委員を中心に施設内研修会を年2回以上実施する。また、施設内の研修にとどまらず、施設外研修も積極的に参加を促し、参加しやすい環境を整える。
 - エ 日常生活継続支援加算の要件の一つである43名以上の介護福祉士を維持・確保するため、資格習得を啓発し、希望者に対して資格習得支援、受講しやすい環境を整える。
 - オ 採用職員には法人研修を行い、1ヶ月間は指導状況等確認シートを作成しながら配属先の指導者と互いに理解を深める。また、採用1ヶ月後は担当相談員と面談を実施し進捗状況の確認を行い、人材の育成に努める。
- (5) 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ア 90%以上の稼働率を目指し、居宅介護支援事業所や協力医療機関などの担当者と日々情報を共有しニーズを把握しつつ、法人内各部署連携のもと円滑な受入れを行う。
 - イ 本来、在宅介護されている介護者の負担軽減を目的としているが、近年、介護者の急病や虐待等により、緊急対応を必要とされるご利用者様が増えている。依頼がある場合は関係する行政機関や担当の介護支援専門員と連携を図り迅速な受入れを行う。
- (6) 和みある看取り介護
- ア ご利用者様、ご家族様が安心できる最期、納得できる最期を迎えるため介護職員による寄添う実践的サポート、看護職員による医療的サポートを行うため、看取り研修会を年1回以上開催する。また、施設外研修にも積極的に参加する。
 - イ 看取り対応の際は、ご家族様から看取りに対しての思いやご利用者様の主訴を傾聴し、尊敬・尊重した和みある環境をつくる。悔いが残らないよう随時、ご家族様と連携を図り、安心と満足される看取り介護を提供する。
 - ウ 医師、看護師、相談員、介護職員、栄養士など多職種で週1回の会議を実施し、現状の情報

共有を図るとともに、ご利用者様の状態に応じた看取り介護を随時変更しながら、ご家族様にも現況報告を行い、最期まで「和み・尊厳・安心」が提供できる看取り介護・医療に取り組む。

◎ケアハウス長生園

(基本方針)

法人の理念である「高齢者が和みの中で尊厳をもって安心して生活ができるよう支援する」ことを基本とし、施設のもつ住宅機能、安心機能、福祉機能を活かし、ご利用者様が明るく心豊かな日々を一日でも長く送っていただけるよう援助を行う。

(中長期計画)

(1) ご利用者様の日常生活への支援

要支援・要介護認定を受けたご利用者様を含め、必要に応じた福祉サービス（訪問介護・通所介護・ショートステイ等）を利用し、自立した生活を継続して送って頂けるように支援を行う。

(2) 各関係機関との連携

各関係機関（福祉事務所・社会福祉協議会・居宅介護支援事業所等）と連携を密にし「困ったらず相談される施設」を目指し、稼働率95%以上の安定した運営が出来るように取り組む。

(単年度計画)

(1) ご利用者様の日常生活に対する取り組み

- ア 満足度調査（年1回）を実施、ご利用者様の声を丁寧に受け止め、より安心できる生活環境の向上に努める。
- イ 「朝の体操」「ヨガ教室」を継続して行い、施設内行事に於いても、参加しやすい体制づくりに努め、無理のない運動を取り入れることで基礎体力の維持・向上を目指す。
- ウ 周辺の感染状況を見極めながら、安心して参加頂ける形で季節を感じて頂ける外出レクリエーションを実施する。
- エ 日常の生活状況や健康状態の観察を行い、月1回のバイタルチェックを実施する。異常の早期発見に努め、医療機関と連携を図り速やかに対応を行う。
- オ ご利用者様同士の憩いの場となるように「喫茶ひまわり」（月1回以上）を開催する。

(2) 職員の取り組み

- ア 軽費施設部（ケアハウス・あんしんサポートハウス長生園・あんしんサポートハウス光華苑）との情報共有及び協力体制を強化する。
- イ 施設内研修に参加し、専門的知識の向上に努め、情報や知識を広く業務に活用し、全体的な業務の改善やサービスの質の向上に向け取り組む。
- ウ 共用スペース及び居室の衛生管理と設備の保守点検を充実し、安心の提供に努める。
- エ 老朽化設備の優先修繕リストを作成する。

(3) 感染症・災害対策について

常に最新の情報を収集するとともに、法人のBCP（事業継続計画）やケアハウス施設内のマニュアル（事故・感染症・災害等）の再整備を行い、マニュアルに基づき定期的に訓練や研修を実施し、職員が個々に様々な状況に対応できるよう知識を身に付け、ご利用者様が安心して生活が継続できるよう努める。

◎あんしんサポートハウス長生園

(基本方針)

本法人の基本理念である「和み」「安心」「尊厳」を基本に、安心・快適な住環境を提供するとともに、ご利用者様一人一人の希望・要望に沿った支援に努め、日々生き生きと明るく生活できるよう支援を行う。

(中長期計画)

(1) 安定した運営のための取り組み

関係機関や近隣住民に施設の周知を図り定員（18名）の確保に努めるとともに、ご利用者様が長期的に生活できる支援体制を確保する。また、感染症や災害に関する知識・技術の習得に努め、緊急時に的確に対応できる体制を整える。

(2) ご利用者様主体の生活への支援

ご利用者様が自ら選択して参加できる催しを企画するとともに、介護保険事業所やボランティアグループなど近隣の社会資源とも連携を図り、地域との交流を図りながら嗜好に応じた多様なメニューを提示できるよう努める。

(単年度事業計画)

(1) 積極的な受入れと定員の確保・維持に努める。

- ア 近隣の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの関係機関と連携を密にし、定員（18名）の確保に努めるとともに、あんしんサポートハウス光華苑やケアハウス長生園と情報共有し連携を密にする。
- イ 併設の長生園診療所や各種介護保険事業所との連携を強化し、必要に応じた医療や介護の提供体制を確保しながら、安心して継続的に生活できるよう支援を行う。
- ウ 衛生委員会や各種施設内研修に参加し、感染症対策や防災に関する最新の情報を収集するとともに、法人のBCP（業務継続計画）やマニュアルをもとに定期的に訓練を実施し、対応手順や対応方法などの技術の習熟に努める。

(2) ご利用者様の自主性を尊重した生活の支援に努める。

- ア 継続的に『朝・夕の体操』『ヨガ教室』『短距離ウォーキング』を行い、施設行事でも全員が参加しやすい環境を整備し、あわせて軽度の運動を積極的に取り入れ基礎体力の向上に繋げる。
- イ 周辺地域の感染状況を踏まえながら、安心・安全に配慮し四季を楽しめる外出行事を企画、実施する。
- ウ ボランティアグループや各種団体の慰問の受け入れ調整を積極的に行い、近隣地域の行事などの情報を広く収集し、ご利用者様が地域の一員として幅広く参加できるよう支援する。
- エ 毎月の運営懇談会と年1回の満足度調査を通じて、ご利用者様の思いを大切に、一人ひとりに寄り添った援助計画を作成・実施する。

◎あんしんサポートハウス光華苑

(基本方針)

老人福祉法の理念に基づき、本法人の基本理念である「和み」「尊厳」「安心」を基本とし、居

宅であることをふまえつつ、ご利用者様一人ひとりの人権や意思を尊重した支援を行う。相談・助言、健康の保持増進、趣味・いきがい活動への援助等のサービスを通じて、ご利用者様の有する能力に応じた日常生活が営めるよう支援し、一人ひとりが明るく心豊かに自立した生活を送る事ができるよう努める。

また、ご利用者様が自ら選び、決定する機会を大切にし、その人らしい生活を主体的に営むことが出来るよう支援するとともに、職員が日々の支援を通して学び合い、成長できる環境を整えることで、支援の質の向上と、安心して信頼される施設運営を目指す。

(中長期計画)

(1) ご利用者様主体の生活への支援

多数のご利用者様が要支援・要介護認定を受けておられ、生活の自立度の格差も大きいことから、介護サービス（デイサービス、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ等）を利用しつつ出来る限り自立した生活が継続できるように支援する。

ご利用者様の生活歴や価値観を踏まえ、本人の意思を尊重した関りを大切にし、その人らしい生活の実現を目指す。

(2) 安定運営のための取り組み

ア 各関係機関と連携を図り、地域の福祉ニーズの把握や情報の収集を行い、迅速かつ的確な対応に努め、安定した運営ができるよう努める。

イ ご利用者様に理解と協力を得つつ、快適な生活を損なわない範囲で節電や節水に努め、経費の精査を行い無駄のない健全な運営を行う。

(3) 地域社会に貢献できる開かれた施設作り

各地域の関係団体と意思疎通を行い、より良い関係性を構築し、地域に根差し、信頼される施設作りを目指す。

(単年度事業計画)

(1) ご利用者様の自主性を尊重した日常生活に対する支援

ア 運営懇談会（月1回）、給食懇談会（年1回）、満足度調査（年1回）を実施し、ご利用者様の要望や意向を把握する。年2回以上、意向確認の機会を設け、その内容を個別援助計画の見直しに反映する。ご利用者様が自身の思いを表出できるよう、分かりやすい説明と丁寧な聞き取りを行い、より良い生活環境の提供に努める。

イ 居室内にこもりがちにならないよう、朝のラジオ体操の参加の声かけを毎日行うとともに、週5日以上のリクリエーションを実施する。参加の有無についてはご利用者様の意思を尊重し、「参加する・しない」を選択できる環境づくりに努める。

ウ 季節を感じられるよう、年4回以上、季節に応じた制作活動や行事を計画・実施する。周辺地域の感染症流行状況を確認しつつ、可能な範囲で年1回以上、外出レクリエーションを企画・実施する。

エ 健康観察のため、月1回のバイタルチェックおよび体重測定を継続し、定時および随時に居室訪問を行う。異常の早期発見に努め、必要時には速やかに身元引受人および医療機関と連携し対応する。

(2) 感染症・事故防止・防火・防災対策について

ア 法人のBCP（事業継続計画）に基づき、あらゆる感染症予防対策を充分に行うと共に、流行している感染症に関する情報収集を行い、随時対策を講じる。ご利用者様に対し、手洗い・うがい・会話時のマスク着用・地域の実情に応じて外出制限等の感染症対策を繰り返し伝え

理解と協力を得る。

- イ 各居室に於いて、ご利用者様の同意の上、定期点検を実施、衛生管理（水周り・トイレ・冷蔵庫内等の食品の賞味期限のチェック等）、コンセント・電気器具等の確認、居室内環境のアドバイスを行い、感染症・事故予防に努める。
- ウ 共有スペースの環境整備、及び設備の保守点検を行い、安心の提供に努める。
- エ 年2回、消防署・法人の連携、協力体制の下、防火・防災・避難訓練を実行する。又、具体的には、夜間想定訓練を行う等、あらゆる場面でも活動できるよう職員・ご利用者様と共に防災意識を高める。

（3）職員の育成と支援の質の向上

- ア ご利用者様個々のニーズを把握するため、ケアマネジャー・介護支援事業所・光華苑職員間での情報共有を月1回以上行い、支援内容の統一と充実を図る。
- イ 法人主催の施設内研修等に参加し、職員会議等で研修内容の共有を行うことで、支援に対する理解を深め、支援の質の向上に努める。
- ウ 日々の支援を振り返る機会として、職員会議等で月1回以上、支援内容の確認・検討を行い、職員一人ひとりが考え、主体的に行動できる職場づくりを目指す。職員の成長がご利用者様の生活の質の向上につながるよう取り組む。
- エ 光華苑新聞を年1回発行し、ご利用者様の日常の様子が伝わるようご家族様に送付するとともに、近隣地域や各関係機関へ配布し、施設への理解促進と信頼関係の構築に努める。

◎グループホーム幸せの里

（基本方針）

本法人の基本理念である、『和み』『尊厳』『安心』を念頭に、介護保険法に基づき、要介護者であって認知症状態にある者に対して、家庭的で落ち着いた環境の中で生活を送りながら認知症の進行を穏やかにし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう適切なケアを行う。

（中長期計画）

入居希望のご利用者様の申し込み並びに、介護スタッフの人材確保

- ア 地域密着型管轄区域内である南丹市の居宅介護支援事業所及び、担当ケアマネジャーとの連携を密に図り、当ホームの情報発信・見学等も受け入れる。
- イ 新卒就職希望・中途採用者の積極的な採用並びに、現スタッフへの定期的な面談を随時・計画的に実施し、より働きやすい環境を整備する。
- ウ 地域密着型施設が果たす役割として、認知症介護の拠点となるよう地域との相互関係を築く。
 - ・近隣施設や社会福祉協議会等との連携を継続し情報交換を行う。
 - ・地域社会の行事等の情報収集を行い、社会参加へ繋がる基盤の構築を図る。

（単年度事業計画）

- （1）ご利用者様の状態急変・施設を取り巻く環境等の急変、災害などにおける避難等の緊急を要する不測の事態に迅速な対応が行えるように取り組む。
 - ア ホーム内の情報共有の為、定時（月1回）の会議以外にも情報交換を行い、報告・連絡・相談のもと、円滑な業務遂行を図る。
 - イ 本館（本部）との連携を随時図り、緊急時に円滑に対応が行える様に訓練（災害）及び情報共有を行う。

- ウ あらゆる緊急時の対応におけるマニュアルの共有・見直しを行い近隣の公的機関との連携を図る。
- (2) 職員のスキルアップ並びに様々なハラスメント防止を行い、サービスの質向上に向けた取り組みを行う。
- ア 業務会議においてスキルアップを目的とした、定期的な研修を開催し、より良いケアが提供できる学習の機会を設け、ご利用者様の接遇向上並びに、職員の意識改革を行う。また、法人研修にも積極的に参加する。
 - イ ホームが目指す『働楽職場』を掲げ、ご利用者様・職員間の良好な関係作り、共に支え合える環境作りに取り組む。
 - ウ 広報の『幸せの里だより』を3ヶ月に1回発行、ご利用者様への聴き取りを随時・ご家族様への満足度調査アンケートを年に1回、職員の事故や接遇マナーアンケートを実施し、ご利用者様の思いや要望、業務等のニーズの引き出しによる情報発信・業務改善を行う。
- (3) 健康管理（感染症対策）への取り組み
- ア 職員はご利用者様の日常の観察や身体状況の把握、定期的なバイタル測定を行ない異常の早期発見・適切な対応に努める。また感染症予防対策として手洗いうがいの啓発を実施する。
 - イ 法人内診療所、協力医療機関と連携・各専門職との協働のもとに、必要とされる医療が適切かつ迅速に提供出来るように努める。
 - ウ 職員の健康管理・ストレス緩和について、必要時、産業医との連携を図り、心身ともに健康体で勤務が行える様に管理者が相談窓口としての機能を果たす。
- (4) 地域社会との交流を深め、日常生活の活性化に繋げる
- ア 感染症対策を実施し、地域の様々な社会資源である慰問やボランティアについて情報収集する。
 - イ 社会資源を有効に活用し、社会参加への足掛かりとなる取り組みを実施する。
 - ウ 日常生活の活性化について、ホーム敷地内（周辺含む）にくつろげるスペース又は野菜作りなどの場所の移転を行い、気分転換が図れる環境整備を行う。

◎デイサービスセンター長生園

（基本方針）

法人の基本理念である「和み」「尊厳」「安心」を基に、要支援・要介護認定を受けたご利用者様が、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるようご家族様の介護負担軽減を図り、機能訓練等による心身機能の維持・向上と日々多様化する個々の生活支援ニーズを把握し、要望に応えるサービス提供を支援します。

（中長期計画）

- (1) 地域の居宅支援事業所と信頼関係を築き、新規ご利用者様の紹介で利用定員である1日30名を確保する。
- (2) 法人内の各専門職と連携を図り加算取得に必要な体制を整え、新たな加算取得を目指す。

（単年度事業計画）

- (1) ご家族様の介護負担軽減

- ア ご利用者様の身体状況だけでなく、生活環境や介護状況をしっかり把握し、関係するご家族様や担当ケアマネジャー、医療機関等、各関係者と情報共有しながら、継続した在宅生活が過ごせるように努める。
 - イ デイサービスの連絡帳や送迎時にご家族様と交流を深め、話しやすい環境を作ることで、在宅介護の悩みやサービス提供に対する要望が気軽に言えるよう、ご家族様との繋がりを強化する。
 - ウ ご利用者様・ご家族様の都合によるサービス利用時間（短縮・延長）、送迎時間又は、利用日の変更などの希望は可能な限り対応する。
- (2) サービス提供の充実
- ア 地域行事への参加や外出での喫茶、近隣への買い物など外の空気にふれてもらうため、日常と違った企画を2ヶ月1回で実施する。
 - イ ご利用者様の身体機能や生活実態を把握し、常生活上で活用できるリハビリ訓練計画を立案、提供する。
 - ウ レクリエーション活動を充実させるため、各ご利用者様の要望を調査し、楽しんでもらえるよう能力や身体機能に応じた小グループで活動できるレクリエーション内容を企画し実施する。
- (3) 事業所の体制強化
- ア 通所介護計画書、個別機能訓練計画書は、ご利用者様・ご家族様の意向を確認しながら、楽しみと交流を組込み、3ヶ月に1回の見直しを行う。
 - イ 感染症や災害により事業を中止することのないよう、内外の研修に参加する。又、法人のBCP（事業継続計画）や各種マニュアルに基づき、日頃から職員間で情報を共有し、共用部の物品や使用物品の消毒を徹底して行い、安全対策を強化する。
 - ウ 稼働率85%以上を目指す。
 - エ 広報誌又はブログの更新を年2回、満足調査を年1回実施する。
 - オ 南丹市地域ケア会議、なんたん通所サービス部会や南丹地域リハビリテーションセンター主催のステップアップ研修などに参加し、地域のニーズや運営に係る情報を得て、事業所としてのスキルアップを図る。

◎ヘルパーステーション長生園

（基本方針）

法人の基本理念である『和み・尊厳・安心』や、ホームヘルパーの倫理綱領に基づき、安心して心豊かに暮らしたいというご利用者様の願いに応えられるようヘルパーステーション開設以来事業を推進してきた。今後ともご利用者様の自立支援を行うことを基本方針として、ご利用者様の心身の状態や能力に応じた日常生活が送れるよう、サービスを提供する。

（中長期計画）

- (1) 居宅介護支援事業所等と連携を密に、ご利用者様の日常的な状況を把握し、ご利用者様が現在の環境で一日でも長く、自立した生活が維持出来るようなサービス提供を支援する。
- (2) 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と信頼関係を深め、地域で過ごされている高齢者に訪問介護が提供できるよう推進する。

(単年度計画)

(1) サービスの質の向上

- ア 訪問先が入居型のケアハウス長生園、あんしんサポートハウス長生園・光華苑と限られているため、ご家族様との交流が図れていない。面会等の来園時には関わりが持てるよう積極的に対応する。
- イ ご利用者様のサービス提供にバラつきがないよう、どの職員が訪問しても統一したサービスが提供できる体制として、日頃から訪問介護員間で情報共有に努める。
- ウ ご利用者様の身体状況の悪化や要望は、サービス提供責任者を中心に検討し、訪問介護内容等の変更の助言を行う。又、明らかに日常と違う状態の場合は、早急に各関係担当者と連携を図り、適切な対処に努める。

(2) 職員の取り組み

- ア サービス提供にあたっては、ご利用者様・ご家族様の意向を聞き取り、自立した生活が継続できるよう訪問介護計画書を作成し、3ヶ月に1回のモニタリングを実施する。
- イ 各担当介護支援専門員と日々情報共有に努めながら、より良いサービス提供を行うため年1回の満足度調査を実施し、ご利用者様のニーズを把握する。
- ウ 法人で実施される事故防止研修、虐待防止研修、身体拘束防止、感染症・非常災害研修等に参加する。又事業所内においてもBCP（業務継続計画）や各種マニュアルに基づき、専門的知識の向上に努めるため、月1回で研修及び訓練を行う。

◎長生園居宅介護支援事業所

(基本方針)

長生園居宅介護支援事業所は、法人の基本理念及び介護保険法の趣旨に基づき、公正中立の立場から、ご利用者様とご家族様が安心して住み慣れたご自宅で望まれる生活を続けられるよう、寄り添い、丁寧に支援する。

(中長期計画)

地域から信頼される相談窓口としての機能を強化し、地域と長生園の連携を深めることで、各事業所の利用稼働率向上につなげる。

(単年度事業計画)

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントへの協力

各地域包括支援センターからの業務委託を受け、要支援から関わりを持ち、要介護状態になっても、引き続き支援を継続できるようにしていく。

(2) 医療機関との連携

- ア ご利用者様が入院した場合は、速やかに医療機関へ情報提供を行い、入院時より関係機関と連携して支援を継続する。
- イ 退院後の在宅生活へ円滑に移行できるよう、退院前カンファレンスに積極的に参加し、必要な情報を収集する。

(3) ご利用者様のニーズに応じたケアマネジメントの実施

- ア 計画作成にあたっては、課題分析の結果を踏まえ、ご利用者様のニーズに応じたサービスを提案し、適切なケアプランを作成する。サービス事業所の選択に際しては、当法人に限定す

ることなく、地域の社会資源や各種サービスに関する情報を提供し、常にご利用者様の立場に立って、公正かつ中立な支援を行うものとする。

イ 地域包括支援センター、医療機関、介護老人保健施設等の関係機関と密接に連携し、積極的な受け入れを推進することで、新規利用者の確保に努める。

また、介護支援専門員1人当たり概ね35件の給付管理件数を適正に維持し、事業運営の安定化を図る。

ウ ケアマネ連絡会、事例検討会、研修会などに積極的に参加し、地域で生活されているご利用者様の多様なニーズに応えられるよう、ケアマネジメント力の向上を図る。

また、地域包括支援センターや他の居宅介護支援事業所と連携し、意見交換や助言を受けながらネットワークを構築し、事業所全体のスキルアップにつなげる。

◎長生園診療所

(基本方針)

社会福祉法人長生園診療所は医療処遇の必要不可欠な拠点として、施設入所高齢者を中心としたご利用者様の心身の安定のため、医療面からの支援を行ってきた。

令和8年度においても当法人の基本方針を踏まえ、保健指導や疾病予防、感染症対策に取り組み、重症老人や虚弱老人の方々の生活を支え、ご利用者様に効率的かつ質の高い医療が提供されるよう努めていくため、次のように事業を実施する。

(単年度事業計画)

(1) ご利用者様により良い医療・看護・介護サービスが提供できるよう、ご家族様の意向を事前に把握し希望に沿った治療、看護、介護に努める。

(2) 施設内の感染症予防対策に積極的に取り組むと共に、発症者の重篤化を防ぐため、状況判断を迅速に行い治療、看護に繋げる。

(3) 感染症発生時に備え、必要物品の備蓄、感染予防対策継続強化に努め、協力医療機関である京都中部総合医療センターにもご協力をいただき、感染症に対する知識をより深め、感染症対策の統一化を図り、クラスター発生時にも早期終息に向かえるように努力する。

(4) 介護現場職員との連携を一層密にし、食事、排泄、睡眠等、ご利用者様個々の状況を把握し、健康管理の質を高めるとともに、個別の支援方針に反映させるため、健康状態の共有化を図る。

また、日常の生活や健康上の悩み等の話を聞き、意欲を高め心身の安定が図れるよう相談活動に努める。

(5) 診療所長の指導の下に慢性疾患の悪化予防と適宜保健指導に当たるとともに、ご利用者様の疾病の早期発見・治療に努める。また、高齢者に多い脱水・尿路感染症・肺炎・排便障害等の予防に努める。通入院については、協力病院と十分な連携を保ち個別援助を行う。

(6) 内科・整形外科・精神科・緩和医療の医師を配置した現体制の確保を図るとともに、ご利用者様の診察治療や入退院、リハビリテーション等の継続的で適切な医療が提供されるよう協力病院(京都中部総合医療センター・明治国際医療大学附属病院・西田医院・もみじヶ丘病院・清仁会シミズ病院・長岡ヘルスケアセンター・高屋歯科医院及び大町歯科医院)に御協力いただき連携体制をより一層強化する。状態急変時のご利用者様に対しては、救急車にての病院搬送が迅速にできる体制を整える。

- (7) 協力医療病院である京都中部総合医療センターより褥瘡指導認定看護師の指導をいただき、診療所長を中心に、看護師・介護士が知識を身に着け褥瘡の予防・悪化の防止に努める。
褥瘡悪化の可能性のある場合は、早急に京都中部総合医療センターの褥瘡外来を受診し、早期治癒に向けて継続治療を行い、必要な場合は入院対応も考慮する。
- (8) 協力病院である高屋歯科医院との連携を密にし、移動が困難なご利用者の歯科治療や、口腔ケアを積極的に進め、ご利用者のQOLの向上や誤嚥性肺炎の予防など、全身の健康状態の維持に努める。
- (9) ご利用者の重篤化に対応し、看護の過大負荷を防ぐため、引き続き看護師の人員の安定確保に努める。
- (10) 終末期のご利用者様やご家族様の意向を踏まえ、ご利用者の肉体的、精神的な苦痛を和らげ、出来る限り穏やかに尊厳のある最期を迎えられるよう支援する。施設内で年2回看取り研修を実施し、職員の意識統一をはかる。
- (11) 看護業務に必要な物品、機械については、点検整備を計画的に行い、業務に支障が無いよう管理する。

◎栄養調理課

(基本方針)

- ・食事から健康面に配慮し穏やかに過していただけるよう多職種と連携し環境整備を図ります。
- ・日々の食事を安全かつ、美味しく食べていただけるよう専門性の高い食事内容を追求します。
- ・安定した給食運営が継続してできるよう人員を確保し、ご利用者の思いや衛生管理の理解を深めます。
- ・法人全体の事業運営に貢献できるよう各施設との連携を図ります。

(単年度事業計画)

- (1) 昨年度より給食業務を直営方式に切り替えたことに伴い、作業の改善点等について多職種に広く意見を求め、業務の更なる向上を目指す。
定期的に多職種合同の給食会議を設け連携を図る。
- (2) ご利用者様に対するアンケート調査の実施等により、食事の満足度について把握する。
- (3) 食材納品業者とも連携し、ご利用者様の思いを伝え、可能な限り献立に反映できるよう調整・検討していく。
- (4) 栄養ケアマネジメントについて、日々研鑽しながら改善した点や新たな課題をサービス担当者会議で評価し、状態の変化等を多職種と検討・連携しながら栄養面からのサポートを図る。
- (5) 専門性の高い食事内容に対応し、ご利用者様の体調面に配慮する。
また、決められた介護報酬の中で、出来る限り栄養業務の拡充が図れるよう日々情報を取り入れる。

- (6) 入院されたご利用者様に対し、退院時により良い環境で受け入れが出来るよう、協力医療機関の担当栄養士と連携を図る。
- (7) 南丹保健所管内において、病院・施設間栄養管連携の手引き（栄養情報提供書等）を活用し栄養情報の履歴を移動先に伝える事で安心・安全な支援につなげる。
- (8) 南丹保健所管内栄養士連絡協議会と連携を図り、在宅支援についての取り組みにも積極的に参加し、在宅療養者のニーズ等を把握しながら在宅療養者栄養管理支援事業を通じて栄養サポートを図る。
- (9) 調理職員の知識、技術の向上を図るために、調理職員も厨房内や施設内での研修へ積極的に参加し、自己研鑽を図る。
- (10) 調理職員は、大量調理マニュアルにのっとり、常に衛生管理に努めるとともに、自己の体調管理には十分留意し、業務に従事する。
- (11) 感染症対策には十分に理解を深め感染予防に努める。
- (12) 安全に給食業務が遂行できるよう給食棟の環境衛生整備を行う。
- (13) 災害時等に必要な食料品等の備蓄品は、消費期限等に留意し、適宜、物品の更新を行い、適正管理の下、災害時等非常事態に備える。
また、災害時等非常事態の際は、多職種間で十分に連携を図りながら対応する。